

## ○都留市6次産業化推進事業補助金交付要綱

(平成26年3月31日告示第23号)

改正 令和2年2月4日告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の特性を活かして、6次産業化に取り組み新たな付加価値を生み出すことにより、地域産業の発展を図るため、市内の事業者が新たに都留産農林水産物を活用した加工品を開発、又は加工施設、販売施設若しくは提供施設を整備する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、都留市補助金等交付規則(昭和61年都留市規則第28号)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市内に事務所若しくは事業所を有し事業を営むもの(以下「市内事業者」という。)又は市内事業者により組織される団体(以下「市内グループ」という。)とする。

(補助金の交付)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)の種類は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする市内事業者又は市内グループ(以下「補助事業者」という。)は、事業を開始する日の1月前までに、都留市6次産業化推進事業承認申請書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項による申請内容を別表第2に掲げる要件等について審査するとともに、同表に掲げる項目について評価し、補助金の交付が適当と認めた場合は、これを承認するものとし、都留市6次産業化推進事業承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

4 一の補助事業者が前項の承認を受けることができる回数の範囲は、別表第1に掲げる回数を限度とする。

5 補助事業者は、同一の対象事業について、国、県、市等の他の補助金の交付を併せて受けることはできない。

(補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条第3項による承認を受けた補助事業者が対象事業に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。

2 補助金の額は、前項に定める補助対象経費の総額に別表第1に掲げる補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満が生ずる場合は、当該額を切り捨てた額)とし、同表に掲げる額を限度とする。

(補助金の申請)

第5条 補助事業者は、事業完了後1月以内に都留市6次産業化推進事業補助金交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金申請の審査及び決定)

第6条 市長は、前条の申請書による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、都留市6次産業化推進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 補助金交付申請後において、補助事業等の内容に変更等が生じたときは、変更又は中止若しくは廃止しようとする30日前までに、都留市6次産業化推進事業補助金変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(運営状況報告書の提出)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間、都留市6次産業化推進事業運営状況報告書(様式第6号。以下「運営状況報告書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、加工品開発事業については、この限りでない。

(運営状況報告書の審査等)

第9条 市長は、前条の規定により運営状況報告書の提出を受けた場合においては、運営状況報告書の審査、現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容に適合するものであるかどうか調査しなければならない。

(改善指導)

第 10 条 市長は、前条の調査に基づき補助事業者の運営について改善の必要があると認める場合は、指導助言を行うものとする。

(承認及び決定の取消し)

第 11 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その承認又は交付の決定(以下「承認等」という。)を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条に規定する事業実施主体としての要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により承認等を受けたとき。
- (3) その他この要綱に違反する行為があったとき。

(支払)

第 12 条 補助事業者は、第 6 条の規定による通知を受けた日から起算して 1 月以内に、都留市 6 次産業化推進事業補助金請求書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

(書類の整備)

第 13 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、対象事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(令和元年度における申請期日の特例)

2 令和元年度における第 3 条第 2 項の規定による事業の承認申請について、同項中「事業を開始する日の 1 月前」とあるのは、「令和 2 年 2 月 28 日」と読み替えるものとする。

附 則(令和 2 年 2 月 4 日告示第 9 号)

この告示は、令和 2 年 2 月 4 日から施行し、改正後の都留市 6 次産業化推進事業補助金交付要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1(第3条、第4条関係)

対象事業	補助対象経費	補助率	限度額	限度回数
加工品開発	都留産農林水産物を活用した加工品の開発、販路開拓等に要する経費であって次に掲げるもの (1)原材料費、機械装置等のレンタル、リース経費、外注加工費、試作開発費、検査分析費その他試作品開発に要する経費 (2)調査研究費その他市場評価の実施に要する経費 (3)広報宣伝費、展示会等出展費その他販路開拓に要する経費 (4)共通経費等(直接人件費を除く。)	2分の1	100万円	一の補助事業者につき1回とする。ただし、継続して事業実施する場合は、1年度内1回とし、連続する2年度内の2回までとする。
加工施設・機械整備	都留産農林水産物を活用した加工品の開発に必要な加工施設及び機械等の整備に要する経費	3分の1	100万円	一の補助事業者につき1回とする。ただし、過去にこの補助金の交付を受けた補助事業者が当該事業を継続しており今後も継続する場合であって、施設の規模拡大等を行うときは、再度申請することができる。
販売施設整備	都留産農林水産物及びその加工品を積極的に販売する施設及び什器等の整備に要する経費			
提供施設販売	都留産農林水産物を活用した調理品を積極的に提供する施設及び什器等の整備に要する経費			

別表第2(第3条関係)

対象事業	採択要件	評価項目
加工品開発	製造する加工品が都留産農林水産物を主な原材料とすること又は加工品を特徴づける原材料が都留産農林水産物であること。都留産農林水産物は、契約栽培等による安定した原材料の供給ができることを証明すること。	1 新規性・独自性

加工施設・機械整備	製造する加工品が都留産農林水産物を主な原材料とすること又は加工品を特徴づける原材料が都留産農林水産物であること。	2 具体性・実現性
販売施設整備	都留産農林水産物とその加工品の販売額が全体の5割以上であること。	3 市場性
提供施設整備	都留産農林水産物の食材使用量(重量ベース)が5割以上である調理品がメニュー全体の5割以上であること。	4 地域活性化への波及効果

様式第1号(第3条関係)

事業承認申請書

[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

事業承認通知書

[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第5号(第7条関係)

事業承認事項変更(中止・廃止)申請書

[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

事業運営状況報告書

[別紙参照]

様式第7号(第12条関係)

補助金請求書

[別紙参照]